

第8回規制改革推進会議 農林ワーキング・グループ・  
未来投資会議構造改革徹底推進会合  
「地域経済・インフラ」会合（農林水産業）（第5回）  
合同会合 議事概要

1. 日時：平成29年11月24日（金）13:00～13:54

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

〔規制改革推進会議〕

（委員）大田議長、金丸議長代理、飯田座長、林委員、吉田委員

（専門委員）齋藤専門委員、藤田専門委員、本間専門委員、三森専門委員、渡邊専門委員

〔未来投資会議構造改革徹底推進会合〕

（委員）三村会長、金丸副会長

（オブザーバー）大泉名誉教授

4. 議題：

（開会）

卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言案について

（閉会）

5. 議事概要：

○佐脇規制改革推進室参事官 それでは、第8回「規制改革推進会議農林ワーキング・グループ」と「未来投資会議構造改革徹底推進会合『地域経済・インフラ』会合（農林水産業）」第5回との合同会合を開催いたします。

本日は、大田議長、金丸議長代理に御出席いただいております。

長谷川座長代理は、所用により本日御欠席です。

三森専門委員が、若干遅れておられるようでございます。

それでは、ここからは規制改革推進会議農林ワーキング・グループの飯田座長に司会進行をお願いいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。

本日の議題は「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言案について」です。

卸売市場を含めた流通構造の見直しについては、「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」にかかわる取り組みの検討事項の一つとして、継続的に議論を続けてきたところです。

今期につきましても、規制改革推進会議及び未来投資会議の合同会合において、集中的に検討、議論を続けてまいりましたが、本日は両会議として意見を取りまとめていくため、提

言案を準備いたしました。

まずは、事務局より説明をお願いいたします。

○佐脇規制改革推進室参事官 お手元の資料をごらんください。

「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言（案）」でございまして、本日の日付と両会議の名前が書いてございます。

構成は「Ⅰ．はじめに」「Ⅱ．卸売市場等流通制度改革」「Ⅲ．食品流通構造の改革に取り組む意欲ある担い手に対する国の支援」、最後に「Ⅳ．制度の見直し」と、4つの構成になってございます。

「Ⅰ．はじめに」でございしますが、食品流通に関連する制度、なかんずく卸売市場をつかさどってきた制度との歴史的な経緯、今日に至るまでの果たした役割、その後、状況の変化から改正の必要性へと流れを書いております。

3つ目のパラグラフ「しかしながら」以降で、情勢の変化といたしましては、単身世帯、高齢者世帯、共働き世帯の増加による外食、中食等といった食の外部化の進展、加工食品の割合の上昇、更には生鮮食料品等の流通が非常に低水準になっているということ、市場取引のほか、さまざまな取引が広がっているということで、卸売市場は生産者にとっての一つの選択肢として相対化されていると書いてございます。

市場そのものも中央から地方市場への転換が進むなど、政府が主導して全国の要所に開設した時期とは異なっていると触れながら、市場に関連するルールにつきましても、定着しているものは定着し、変化に対応すべきものは柔軟に変化させているという実態に触れてございます。

「一方」といたしまして、流通分野の転換期にありながら、情報通信技術を中心にまだまだ導入不足、それから、人手不足、その他の課題も多いということで、全般的な流通構造改革に資する制度改革を行う必要があるということで、以下の提言を早急に成案を得るべく検討すべきというように「Ⅰ．はじめに」に書いてございます。

「Ⅱ．卸売市場等流通制度改革」ということで、幾つかの観点から改革すべき項目が書いてございます。

1つ目でございます。卸売市場も含みます流通全般、生鮮食料品流通全般につきまして、公正な取引環境を確保するための仕組みといたしまして、生鮮食料品というのは当事者の優劣の差による不公正な取引が生じやすくなる傾向があるということで、不公正な取引を的確に把握するための調査等の充実をうたっております。

2つ目でございますけれども、大量の生鮮食料品等が集中する卸売市場に関する規制のあり方ということで、いわゆる卸売市場法に関連する規制をどうすべきかということが、この2に書いてあるわけでございます。

冒頭にありますように、卸売市場は大量の生鮮食料品が公正に取引される場ということで、引き続き生産者にとって重要な選択肢であるわけでございまして、時代の変化に即して改めていくことが必要ということでございます。

ポイントは、市場の特色を生かした柔軟な取り組みを妨げかねないものとなっている、そういった各種規制は原則廃止し、国が一律に関与する規制は、あくまでも公正・透明な取引を確保するための最小限のものにすべきということでございます。

さらには「なお」に書いてございますが、国や都道府県が通達などによって法令外の制約を課し、その結果、卸売市場の柔軟な対応を妨げてきた側面があるとして、基本的には法令に基づくものに限るべきと書いてございます。

以下、各項目に書いてございますけれども、「(1) 卸売市場の開設形式」でございます。

従来は、国や都道府県が整備を計画し、許可、認可で制限的に運用してきたわけですが、今回の提案におきましては、国の関与によりさまざまな市場開設者が出てくる中でも、とりわけ大量の生鮮食料品等を公正に取引する場ということで、そういった場の価値を生産者に提供したい場合に、国の関与によって、そういったものの申請に基づき、国や都道府県は認定するという枠組みに変えるべきという提言になっております。

中央は国が認定、地方は都道府県が認定ということで、中央、地方の区別につきましては、それぞれの地域の特色にも配慮しながら、規模や品目などによって区別し、地方はとりわけユニークな特色のある市場になるような運用をしていくべきという趣旨を込めております。

「(2) 設置主体」でございますけれども、現在、中央卸売市場は都道府県でございますが、この限定を撤廃いたしまして、卸売市場を開設する意欲と能力のある者であれば、属性を問わず認定を受けられるものに改めるべきとなっております。

「(3) 卸売市場の公正な取引を担保するために設置すべき規律」ということで、中央、地方を通じて残すべきもの、公正取引を担保するための必要最小限の規制といたしましては、一つは売買取引の方法、競り、入札、相対、その他、どういう品目を、どういう取引でやるのかということを決めて公表する。

さまざまな方々が市場を公的なインフラとしてお使いになりますので、差別的な取り扱いを禁止すべきと書いてございます。

③でございますけれども、当然、市場でございますので、運営者がさまざまな方々の意見等を聞きながら運用ルールを定めていくことになろうかと思っておりますけれども、生産者が出荷先を選択する上で、十分な情報となるよう、しっかり公表するというところに触れております。

取引の結果の公表についても触れております。

以上の基本的に一律に適用すべきルールに対しまして、「(4) その他のルールの取扱」というところは長くなってございますけれども、大きく2つに分けて書いております。

最初のパラグラフでございますけれども、その他のルールといたしましては、「中でも」とありますが、「第三者販売の原則禁止」「商物一致の原則」「直荷引きの原則禁止」というルールが主要なものとして挙げられますが、これらのルールにつきまして、情報通信技術や冷蔵・冷凍技術が未発達な中、主たる取引が卸売市場の中で名実ともに完結できた時代に設けられたものであって、今日はさまざまな形態での取引が可能になる中、多様化する実需者のニーズに応えることが難しくなっている。そのため、これらの規制を維持した場合に

は、卸売市場外での取引をさらに増加させる可能性が高いのではないか。

今般、改革することによって、市場を、生産者・消費者の双方にメリットがあるものとして発展させるという方針である以上、今後においては、中央、地方双方において、これらの規制を一律に適用すべきではないという意見になっております。

次でございますけれども、中央卸売市場に法律上義務づけられております受託拒否禁止の規制について議論をしております。

生産者の基本的な出荷先としての市場の役割を補強するという一定の役割はあるものの、生産者、市場関係者おのおのにとって有効な範囲では、法律の規制によらずとも、既に日常の取引の中で定着しているのではないか。

これに対して、受託拒否の規制を一律に適用した場合には、生産者が流通手段を吟味せず、安易に中央卸売市場に出荷することを助長しかねない。必ずしも生産者の所得向上につながる点に留意が必要である。

また、鮮度や大きさの面が著しく劣り、環境影響や倫理等の面で不適切な生産・出荷がなされ、一律に受託することが生産者の不適切な活動を助長しないとも限らないとして、これら、さらには農産物の流通において引き続き大きな役割を担う、農協、全農などが直接販売を基本とする販売体制の強化に向けて改革を進めていると、そういう政府の方針も踏まえるならば、中央卸売市場に対し、この規制を一律に適用すべきではないと書いております。

地方卸売市場につきましては、これまでも法律に直接根拠を置く義務規定はございませんので、同様に規制すべきではないというように触れております。

以上、基本的に法律に関連する議論でございますけれども、3で法令に基づかない商慣行にも触れておりまして、時代の流れに伴って変化してきた流通構造や実需者のニーズに必ずしも合わなくなったものとしたしまして、休日の休場、不必要に排他的な卸売業者・仲卸業者・買参人の新規参入条件の設定、閉鎖的な募集情報等については、生産者を含めた卸売市場内外の関係者の声も反映して改革を進める必要があるといたしまして、卸売市場の運営に関する実務的ルールホームページへの公表の義務づけによる透明性の確保、関係者の声も反映して時代に即した商慣行等の見直しを促す仕組みについて検討すべきであるというように触れております。

Ⅲは、新しい食品流通構造へと転換していくために国が行うべき支援の項目について触れておりまして、「1. 物流等の効率化の徹底」から「4. 国内外の需要への対応」まで、必要な観点について書いております。

最後の「Ⅳ. 制度の見直し」でございますが、5年後をめどに検証し、必要な見直しを行うべきであると付記してございます。

事務局からの説明は以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの提言案に関する説明に対して、御意見、御質問がありましたら、今回、提言案提出直前の会合ですので、できる限り多様な意見を伺えればと思います。卸売市

場の問題は長きにわたって議論をしてきまして、このたび提言案としてまとめてきたわけ  
あります。

その中で、今回は非常に特徴的な提言が多く含まれております。例えば冒頭部分の現状認  
識もさることながら、2番の中で法制度以外のもの、つまり、通達等によって法令外の制約  
を課していた部分を最小限にとどめるべきだという提言は、実は非常に大きな意味があるの  
ではないかと考えております。

そのほか、修文の必要性がある部分、または全体的な提言案に関する御意見などがありま  
したら、ネームプレートを立てていただければと思います。

大泉委員、お願いします。

○大泉名誉教授 内容は、非常に前向きな内容だと思っております。おおむね賛成でありま  
す。ただ、卸売市場改革に関しましては、農業の活性化という視点からしますと、まだまだ  
取り組まなければいけないことがあるのではないかという気がしております。

これまで私どもは、農業をいかに成長産業にするかということを経験してまいったわけ  
ですが、成長産業にするポイントの一つは、流通の改革、流通の活性化なのだろうと思うので  
す。

それにはある意味で、農産物流通の川下と川上の情報の途絶というものを、できるだけつ  
なげるようにする。川下の消費者情報を、農業者にできるだけ届けるようにすることが重要  
なことだろうと思っています。

そのためには、流通業者、卸売業者が、自由に活動して産地を激励していくことが必要な  
のだろうと思っております。ヒアリングでも市場内にいる多くの流通業者が、もっと自由  
に活動をさせてくれということを申し出ていたように記憶しております。

私も卸売業者に関しては、今のような、単なる手数料商人ではなくて、流通全体をコーデ  
ィネートするような、流通コーディネート業に転換すべきなのだろうと思っておりますが、  
ただ、卸売市場という中ではいろいろな規制があってなかなかそれができない状況にある。

したがって、例えば卸売業者の本体は卸売市場と言った規制の中で動いていて採算状況が  
あまり芳しくないが、他方で子会社をつくって、その子会社が自由に市場や市場外で商売を  
することによって一部上場するという本末転倒のようなことが実際には起きることになっ  
ているのだろうと思うのです。

そうしたことから、この卸売市場改革というのは農業の活性化にも結びつく非常に大事な  
ことだろうと思うのですが、その際に例えば受託拒否の禁止というものがあります。これを  
どの様に理解すべきなのかと言うことがあります。恐らくこれだけでもって、川下の情報は  
川上に届かないということが起きてくるのだろうと思います。要するに、川下の状況がどう  
であれ、受託拒否ができないから農業者としては何でもいから出すということが常態化し  
てしまう可能性がある。

これは、かつて農家が非常に多い、戦後の食糧危機のときには役にたつ制度だったのだろ  
うと思いますが、今や市場性を考えない農業者が再生産される可能性のある制度になってお

り、そのことは、農業所得の向上や成長産業にとってはゆゆしきことであろうかと思えます。もっと市場のこと、顧客のこと、消費者のことを考える農業者が育つような制度にする必要があると私は思っておりまして、そのためには、流通業者が受託拒否の禁止という条項にとられるのではなくて、もっと生産者に対して物を言えて、ある場合には拒否ができる、そういった状況をつくる必要があるのだらうと思えます。

つまり、ニーズに基づいた農業生産やマーケットインの体制づくりのためには、受託拒否の禁止を一律に適用する、これはやめたほうがいいのだらうと思えます。受託に関しては、流通業者が自身の仕事として判断しながら対応していけばそれでいいのだらうと思えますが、そうした意味では、ここに受託拒否の禁止を一律に適用すべきではないと書かれているのは、これからの農業の成長化、農業所得の向上に対応した事項と考えており賛成いたしたいと思えます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

実際、この受託拒否の禁止規定というのは、地方卸売市場では一律の規制として課されているものではありません。地方卸売市場の中では、実際に受託拒否を実施している市場も存在するというのを踏まえますと、今後、中央卸売市場に関しても、その市場の特色であったり、またはその市場のクオリティーの維持のために一部の商品を受託拒否することはあり得るかと思えます。

また、本ワーキング・グループは農林ワーキング・グループではありますが、水産に関して申し上げますと、受託拒否の禁止は低魚齢のごく小さな魚の買い取り先があるということの意味します。この状態を続けますと、我が国の水産資源の保護・持続性という観点からも問題が生じる。こういったところから、もちろん受託拒否禁止の規制を一律に適用せず、各中央卸売市場の中で、その特性に合わせて選択するという方針は非常に適切なのではないかと存じます。

そのほかに御意見ございませんでしょうか。議長代理、いかがですか。

○金丸議長代理・副会長 取りまとめ、ありがとうございます。

卸売市場法に向き合ったときの私の理解の整理なのですが、流通の中で卸売市場だけが厳格なルールを制定しているという説明が農林水産省からあり、しかも、この法律は大正12年の時代背景をもとにできた法律だということです。

例えば商物一致のルールも、その当時は情報と物が分離できない時代ですから、今や、物よりも情報が先に届いて、物が届く。しかも、物もスピーディーに届けるという競争に変わってきていて、そういう意味では、大きな時代変化があると思うのです。

今回の法改正について我々のスタンスは、未来投資会議との合同会議の意義にもなるのですが、農業全体を成長産業化しようとしたときに、サプライチェーンの一環として、卸売市場を、今、冷静に見たときに、機能不全があったり、時代に対応できていないことがあり、先ほど大泉先生がおっしゃられましたけれども、消費者ニーズが変わってきて、その消費者

ニーズは個別化になり、多様化になっている時代なので、物を大量に集めてさばいていると、ますます消費者の顔が見えない流通形式になるわけです。

そういう意味では、今回、大きな改革になると思いますけれども、きょう取りまとめたいただいた案は相当意義があると思っています。

受託拒否の禁止について申し上げますと、受託拒否の禁止というのは、一見、ラストリゾートのように見えるのですが、今も触れましたとおり、消費者ニーズを把握する、売れないものが何かということのフィードバックといいますか、それがわからなくなりますので、メリットだけではなくてデメリットもあるのだと思っています。

私は農協改革を推進してまいりましたので、これまで提言をしてきた単協ごとの独自の付加価値化、単協自身の創意工夫を生かしていただく。全農の皆様については、直接の販売網をぜひ構築してください。そして、1円でも高く、なるべく受注生産型に変えてくださいということをお願いして、全農の皆様が自主改革のメニューの中に多く取り込んでいただいて、今、相当強烈に推進をしていただいていると聞いておりますので、申し上げたような整合性から考えても、受託拒否の禁止をずっと継続していくことは得策ではないだろうということは、自明ではないかと思っております、今回の取りまとめを支持いたします。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、本間専門委員。

○本間専門委員 おまとめ、ありがとうございます。

前のお二方の御意見やコメントをフォローするような形になるかと思っておりますけれども、これからの農業というのは、農業の枠にとらわれるのではなくて、2次産業、3次産業を併せて、6次化などという言い方をしていますけれども、もっと広く、食料産業という形で相互に結びつけていかなければいけない、インテグレートしていかなければいけない時代になっていると思います。

その意味において、いかに卸あるいは流通の段階を効率化し、なおかつ差別化を実現するようなシステムをつくっていくか。サプライチェーン、バリューチェーン等々の言葉もありますけれども、全体をインテグレートして、生産者から消費者まで情報が伝わる、あるいはその中でいろいろなイノベーションが起きていくというシステムをつくらなければいけない時代になっていると思うのです。その意味では、卸売市場改革はまさに時宜を得たものだと思います。ぜひこれが実現できればいいなと思っています。

質問なのですが、今後、新しい市場を開いていくことを可能にするということもありますが、その中で、中央卸売市場は国が、地方については都道府県が認定するとありますけれども、その認定の中身は、条件つきで、条件をクリアすれば誰でも認定されるのか、あるいは何らかの恣意的な余地を残してしまうのか、そのあたりについてお聞きできればと思います。

○佐脇規制改革推進室参事官 提言案の中に書いておりますのは、あくまでも一定の、例え

ば公正取引を担保するための差別的取扱の禁止、その他の規制に服しながら公正な取引の場を提供するという意図があれば、基本的には認定が受けられるということであるべきだという前提で書いてございまして、そのうち、量でありますとか、品目数などによって、より規模が大きく、ある意味マクロ的な影響力が大きいものは国が認定し、相対的に小さなものについては、また、ユニークな市場として成長すべきものは都道府県が認定するということであらうかと思っておりますので、それ以上、ある意味違った配慮から制限的に市場の開設を律していくということは提言案の中には込めておりません。

○飯田座長 2の(3)中央卸売市場、地方卸売市場ともに認定を受けるためには、公正・透明性を確保するための以下の規律を遵守していることを要件とするということで、ある意味でいうと守るべきルールを明確に定め、それに従っていれば一定の手続のもとで認められるという意図を込めた部分であります。

では、渡邊専門委員。

○渡邊専門委員 取りまとめ、ありがとうございました。

例えばこういった市場の開設についても、原則として許認可ではなくて認定とする、あるいは取引条件についても規制で定めるのではなくて原則自由とするということは、多様な消費者ニーズに応えた、多様な取引を促すという意味で大変大事なことだと考えます。

加工食品と生鮮食品を対比して考えてみますと、現在、加工食品というのは表示として大変たくさんの情報が、商品と一緒に流通されているわけです。要するに、物だけではなくて、情報が一緒に伴って、例えばこれはどういう原料からつくられているのか、どういう栄養成分なのかということが、物と情報が一緒に流通している。

このようなニーズは、生鮮においても消費者側においては十分にあると思います。どういう栽培方法なのかとか、あるいは持続的な漁業でとれた魚なのかとか、そういったきちんとしたトレーサビリティのある情報を商品と一緒に提供できる農林漁業者が、よりすぐれた所得を得られるような仕組みを考えていきますと、市場における受託拒否というものは、この文章の中に書かれたような不適切なものは取り扱わないという市場ができることで、よりすぐれた生産者へのインセンティブになると考えて大変重要ではないかと考えております。

○飯田座長 ありがとうございます。

本間専門委員、渡邊専門委員からも御指摘がありました。これから市場が新たな役割を果たしていく、情報生産産業であったり、流通の根幹を担っていくために、新たな参入者であったり、既存業者のビジネスモデルが変わっていく必要がある。そういった中で、これは規制改革推進会議の前身から、各分野指摘されていることかと思っておりますが、法令に基づかない商慣行等が産業の変化を妨げている例は少なくありません。現場の慣習で何となくそうなっているというものが、新規参入者であったり、既存業者の改革の足かせになっているのであれば、ぜひ暗黙のルールの公表を通じて改善を目指していく、3.のような取り扱いも非常に重要になっていくのではないかと思います。

林委員、どうぞ。



○林委員 ありがとうございます。

流通構造の抜本的な改革をするということで始まった検討の結果として、これまでの多くのヒアリングを踏まえ、こうした提言にまとめられたということは、本当に皆様の御尽力のたまものだと感謝しております。

「Ⅰ. はじめに」では、背景となる環境がいかに変わってきたかを各ポイントから説明しています。現行法は、1918年の米騒動のときの売り惜しみ、買い占めを背景として大正12年にできた中央卸売市場法が骨格になっているもので、抜本的に変えざるを得ないと思います。

現実に、1ページに書かれているように、卸売市場外での取引が既に非常に多く広まっている中で、いまだに、サプライチェーンの中間にある卸売市場の開設を、法律に基づく大臣許可、知事認可で制限する必然性は全くないのではないかと。どの分野で、いまだにサプライチェーンの一部分の開設について、政府が許可、認可で縛っているだろうかと考えますと、2ページの「(1) 卸売市場の開設形式」とおり、卸売市場の開設形式を認定制度に改めることはマストであると思います。

その際の「(2) 設置主体」についても、すでに地方卸売市場については制限がありません。中央卸売市場についても大正12年の昔のような都道府県が開設主体になる必然性はもはやない、ということは明らかでございますので、この限定を撤廃すべきことは必然であると思います。

また、「(4) その他のルールの取扱」で記載しているとおりは、地方卸売市場と同様、中央卸売市場においても受託拒否の禁止の規制を一律に適用すべきではないと思います。このような一律規制をなくしてしまっても、取引条件については、「(3) 卸売市場の公正な取引を担保するために設置すべき規律」の③に取引条件を決めたときにはそれを公表することとしております。地方卸売市場ではそういった形で取引条件を決めて、それによって特殊性を出して切磋琢磨できるような環境を整えつつあるわけです。ましてや規模の大きい中央卸売市場においても、同様の方法で、今後、より中央卸売市場間の特殊性を生かした切磋琢磨が行われるということが、ひいては生産物の流通の活性化や、生産者にとっても、1円でも手取りを高くすること、消費者保護や環境保護に結びつくものと信じております。

最後に、座長からも何度もお話があった3. の「法令以外の商慣行等の見直し」は、公正取引委員会なども関係すると思います。ヒアリングでは休日の一律休場で、年末年始で5連休になってしまうなど、いかに市場の実態が消費者ニーズに合わないかということも出てきましたので、ぜひこの点も力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、三村会長。

○三村会長 ヒアリングを通してずっと思っていたのですけれども、いろいろな環境変化の中で、卸売市場は競争力を失いつつあり、シェアも下がっています。にもかかわらず、卸売

市場の関係者からは、それに対する危機感がないのはどういうことなのかなど、ずっとこのように思っておりました。

卸売市場には必要な機能が存在することも一つの事実でございますので、競争力を高めて、その機能を発揮させるためにどうしたらいいのでしょうか。これが我々の考えるべきポイントだと思います。

そういう意味で、受託拒否の禁止の規定を一律に適用すべきではないということも含めて、今回の取り纏めに全面的に賛成です。同時に、先ほど座長がおっしゃっていたように、せっかくこれだけの法令に関する規制緩和をするわけですから、国等が通達等によって法令外の制約を課している実態もあわせて改正しなければいけないし、恐らくこれが多いのだと思いますが、法令に基づかない商慣行等の見直しについても、オープンな場で議論をして、適切な姿に改め、一体として自由化を進めるべきだと思います。

したがって、私としては、今回の取り纏めに全面的に賛成でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

これまでも卸売市場は大きなインフラ、流通インフラとしての役割を果たしてきました。実際にこういった形での、大がかりな改正を通じて、せっかく卸売市場に対して、失われつつある競争力をもう一度取り戻して市場の機能を最大限発揮していくきっかけとなってくればと考えております。卸売市場の再活性化はこれからの流通にとっても必要なことなのではないか。卸売市場を縮小したり、または廃止したりという議論ではなく、むしろこれからの卸売市場が、より競争力のある、より魅力的なものとして残っていくための規制改革が必要なのではないかと思います。

では、もし議長から何かありましたらお願いします。

○大田議長 非常に難しい分野で良い提言がまとまったと思います。ありがとうございます。

これからの卸売市場の役割ということでいうと、「Ⅲ．食品流通構造の改革に取り組む意欲ある担い手に対する国の支援」に書かれている、この4点、物流の効率化、IT化、そして国際的に通用する品質・衛生管理、国内外の需要への対応、これらは非常に急がれる課題です。

ここに書かれたような機能を卸売市場が新たに獲得するためには、その前の部分に書かれていることが最低限必要な規制改革だと思いますので、もう待たなしの段階でこの提言がまとめられているわけで、これを確実に、迅速に実行することが大変重要だと思います。ありがとうございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、吉田委員。

○吉田委員 提言案を読んでいて、Amazonフレッシュはもうこれに近いことをやっているのだなと思ったのです。

今回の農業、水産業等のいろいろな規制改革と、国内の産業強化という主目的があるのではないと思っておりますが、国際競争力で日本が勝っていけるようにするため、そういった

中で、国内産業を守っていくための規制改革も多少意識をしてルールづくりはやっていかなければいけないのではないかと思います。今、通信の分野でもいろいろな見直しが入っている中で、国によっては、外資の参入はここまでというキャップを設けたりという国もあるわけなのです。アメリカなどは、そういうことをやったりしています。

ここは規制緩和をすることでももちろん入りやすくなるわけですから、限られたマーケットの中での淘汰も当然あるわけですから、あくまでも国内産業が、これからメガFTAなどでどんどん国際競争が激しくなっていく中で、日本の産業は伸ばすようなものも意識したルールづくりも、どこかに、頭の中に入れておく必要があるのではないかと思います。Amazonフレッシュが余りにもすばらしく便利で、私は、これなくして生きていけなくなってしまうもので、ちょっとそんなことを懸念しております。

○飯田座長 ありがとうございます。

その意味で新たな制度の施行後5年をめどに検証して見直していく等の措置が必須なのかと思います。

本日、御議論いただいた提案について、皆様にも御理解いただいたものと存じます。

本案について、規制改革推進会議農林ワーキング・グループと未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合の合同意見とすることで決定してはどうかと存じます。

三村会長、いかがでしょうか。

○三村会長 結構でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

そのほかの御異議はありませんか。

(「異議なし」と声あり)

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

規制改革推進会議農林ワーキング・グループと未来投資会議構造改革徹底推進会合、両会議の提案として本提言を発表していきたいと思います。

それでは、これで合同会議は終了いたします。

本日は、お忙しいところ御参集いただきましてありがとうございます。

規制改革推進会議の委員、専門委員の皆様におかれましては、引き続き第8回規制改革推進会議農林ワーキング・グループを実施しますので、しばし残っていただきますようお願いいたします。

お疲れさまでした。